

海外の建設業経営経験をもとにした経營業務管理責任者の大臣認定

はじめに

入札参加資格の手続きや経営事項審査の手続きが最盛期を迎え、建設業者様・行政書士の皆様方におきましては、お忙しくしているところと思います。

私も、建設業の各種手続きについて改めて奥深さを感じる秋です。

先日も、入札参加資格継続申請手続きにおいて、新たな学びがありました。

さて、今月号では、それらの手続きとは全く違う話となりますが、「海外での建設業の経営経験をもとに、経營業務管理責任者資格の認定を受けた話」について、マニアックな手続きではありますが、ご紹介していきます。

経營業務管理責任者資格の国土交通大臣認定

まず結論からお伝えしますと、海外での建設業の経営経験をもとに、経營業務管理責任者に就任することは可能です。

昨今では、建設業者の海外進出も盛んに行われ、日本の建設会社が外国に現地法人や合弁会社を作り、そこに社員を外向させて経営を行わせるということもよくあることではないかと思えます。

このような状況の中で、今後、海外で建設業の経営をしていた方が日本に戻り、今度は日本の会社で取締役となり、そこで経營業務管理責任者に就任してもらいたい・したいという話は、件数としては少ないと思いますが、増えていくのではないかと私は感じます。

行政書士として建設業許可の仕事をしていて感じるのが(あくまで個人的な感想ですが)、比較的大規模の会社になりますと、取締役に就任される方の年齢が、慣例のような形で一定の年齢以上に決まっています(例えば55歳など)、その一方で定年の年齢もしっかりと決まっていることなどから、建設業の経營業務管理責任者としての経験を有している方が意外に少なく、事業者も経營業務管理責任者の確保が切実な悩み・不安となっていることが多いように感じます。

そのため、海外の建設業の経営経験をもとに、経營業務管理責任者資格の認定を受けるという選択肢を頭の中に入れておくことは非常に有益と個人的には感じます。

認定申請の具体的な内容

それではどのように海外の建設業の経営経験をもとにして経營業務管理責任者になるかですが、通常の手続きのように各都道府県あるいは各地方整備局に対して、経營業務管理責任者の建設業経営経験を証明していくということではありません。

海外の建設業経営経験については、その審査・判定の基準が複雑であることから、まず国土交通大臣(国土交通省)に個別で申請を行い、認定を受けることになっております。

各都道府県や地方整備局では受付してくれませんので、注意が必要です。

建設業法でいいますと、この申請は、「第7条第1号口の規定による同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者の国土交通大臣による認定」に該当してきます。

それではどのような書類を提出するか、主なものを以下に列記しますと

- ・認定申請書
- ・認定申請を受けようとする方の履歴書
- ・経營業務管理責任者経験証明書(※いわゆる通常の経營業務管理責任者証明書様式第七号とは異なるものです)
- ・海外の会社で役員に就任・退任したことがわかる議事録や会社登記簿謄本等の公的な証明書類
- ・海外の会社の組織図
- ・海外の会社の概要資料(パンフレット等)
- ・海外の会社の建設業の契約書や注文書。工事の仕様書。等があります。

申請書類の中で、どのような種類の建設業の経営を行っていたのか、また就任していた役職はどのような立場であったのか。

またその役職にどれぐらいの期間いたのかを明確にする必要があるわけです。

なお、外国語で書かれた書類が多いと思いますが、基本的には、その文書の和訳及び和訳の公証等の証明が必要であり、私も日本の公証役場のほうで和訳の公証証明を取得したことを覚えております。

国によって、揃えられる資料等にも違いがあると思えます。

国土交通省の担当部署と事前に調整することが大切だと思います。

さらに、認定申請を受けただけで建設業の経營業務管理責任者となるわけではなく、この認定申請の結果が出た後、管轄行政庁(都道府県や各地方整備局)に、認定書をつけて、通常の経營業務管理責任者の変更等の手続きをする必要があります。

その他

日本と海外の建設業経営経験の期間を合算して、経營業務管理責任者の経営経験をクリアすることも可能です。

この場合、少しの期間でも海外の経営経験の期間を使う場合には、国土交通省への認定申請が最初に必要です。

また、この認定申請を受けた方が、その後他社に移った場合も、この認定申請は有効であり、他社で経營業務管理責任者に就任することは可能です。

行政書士うすき事務所

行政書士臼杵 大輔

横浜市中区相生町3丁目60番泰生ビル3階

Mail:daisuke.usuki@gmail.com